2　国土強靱化実施中期計画の実施に関する勧告（第一二条関係）

内閣総理大臣が関係行政機関の長に対し必要な勧告をすることができる場合として、国土強靱化実施中期計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合を追加することとした。

3　国土強靱化推進本部の所掌事務の追加等（第一六条関係）

㈠　国土強靱化推進本部の所掌事務として、国土強靱化実施中期計画の案の作成及び実施の推進に関することを追加することとした。

㈡　国土強靱化推進本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、市町村及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならないこととした。

㈢　㈡は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の変更の案の作成について準用することとした。

4　国土強靱化推進会議

㈠　設置（第二二条の二関係）

国土強靱化推進本部に、3の㈡（3の㈢において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、国土強靱化推進会議（㈡において「推進会議」という。）を置くこととした。

㈡　組織等（第二二条の三関係）

(1)　推進会議は、議長及び委員二〇人以内で組織することとした。

(2)　推進会議の議長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。

(3)　推進会議の議長及び委員の任期は、二年とすることとした。ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

(4)　推進会議の議長及び委員は、再任されることができることとした。

(5)　推進会議の議長及び委員は、非常勤とすることとした。

5　附則

㈠　政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律

1　

㈠　避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等（第八条関係）

(1)　市町村長は、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助をすることができることとした。

(2)　市町村長は、(1)の援助又は避難確保計画の作成等に係る報告を行った避難促進施設の所有者若しくは管理者に対する助言若しくは勧告を行うに際し必要と認めるときは、火山防災協議会に対し、意見を求めることができることとした。

㈡　情報の提供を容易にするための配慮等（第一一条関係）

(1)　地方公共団体が把握に努めなければならない登山者等に関する情報の例示として、立入りの日、火山における移動の経路を挙げるとともに、地方公共団体が登山者等に対して当該情報の提供を求めるに当たっては、登山者等がその提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするものとすることとした。

(2)　(1)の情報が火山現象の発生時における救助活動にとって重要であることに鑑み登山者等がその提供に努めることを明記するとともに、火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずべき登山者等に対する努力義務を強化するものとすることとした。

㈢　迅速かつ的確な情報の伝達等（第一二条関係）

情報の伝達等をするに当たっては、情報通信技術の活用等を通じて火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な情報が住民等に迅速かつ的確に伝えられるようにすることを旨とするものとすることとした。

2　

㈠　調査及び研究に関する規定の充実

火山に関する調査研究体制の整備等（第三〇条関係）

(1)　国及び地方公共団体は、火山に関する観測、測量、調査及び研究のための施設及び組織の整備並びに大学その他の研究機関相互間の連携の強化に努めるとともに、国及び地方公共団体の相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、及びその知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保すること等を通じた当該人材の育成及び継続的な確保に努めなければならないこととした。

(2)　国は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保に努めるとともに、地方公共団体に対する必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならないこととした。

㈡　火山調査研究推進本部（第三一条～第三六条関係）

(1)　文部科学省に、火山調査研究推進本部(2)及び(3)において「本部」という。）を置くこととした。

(2)　本部は、次に掲げる事務をつかさどることとした。

イ　火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。

ロ　関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

ハ　火山に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

ニ　火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。

ホ　ニの評価に基づき、広報を行うこと。

(3)　その他本部の組織、政策委員会、火山調査委員会、地域に係る火山に関する情報の収集等及び関係行政機関等の協力に関する規定を設けることとした。

3　

㈠　その他

(1)　火山防災の日（第三七条関係）

国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるようにするため、火山防災の日を設けることとした。

(2)　火山防災の日は、八月二六日とすることとした。

(3)　国及び地方公共団体は、火山防災の日には、防災訓練その他のその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとすることとした。

㈡　検討（附則第七項関係）

政府は、火山に関する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。

㈢　施行期日等

(1)　この法律は、令和六年四月一日から施行することとした。

(2)　その他所要の規定の整備を行うこととした。

◇中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（法律第六一号）

（経済産業省）

1　中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）の一部改正関係

無担保保険等

無担保保険等の付保対象となる中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証については、当該中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている者（法人に限る。）である場合にあっては、当該中小企業者に保証人の保証を提供させないものとした。（第三条の二及び第三条の五～第三条の九関係）

2　流動資産担保保険

流動資産担保保険の付保対象となる中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証については、当該中小企業者にその流動資産（取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権及び棚卸資産に限る。）のみを担保として提供させるものとした。（第三条の四第一項関係）